

帯広市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第4号

帯広市保育所設置条例の一部を改正する条例

帯広市保育所設置条例（昭和32年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

帯広市緑ヶ丘東通東46番地	帯広市緑ヶ丘保育所	90名
帯広市東10条南8丁目1番地46	帯広市日赤東保育所	90名

を

「

帯広市緑ヶ丘東通東46番地	帯広市緑ヶ丘保育所	90名
---------------	-----------	-----

に改める。」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。